

## 総務省組織規則の一部を改正する省令案の概要

### 1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、令和3年度機構・定員査定の結果及び総務省における自主的な組織・定員管理の実施に関する訓令（平成14年総務省訓令第67号）に基づく審査結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

### 2 改正内容

局名等	改正内容	改正条文
大臣官房	（第22条第2項第1号新設のハネ改正）	第4条
自治行政局	デジタル基盤推進室（新設） マイナンバー制度支援室（振替新設） 個人番号カード企画官（振替廃止）	第22条
	地域情報化企画室（名称変更・所掌事務の変更）	第23条
統計局	消費指標調整官（振替廃止）	第74条
	統計高度利用特別研究官（振替新設）	第74条の2
政策統括官（恩給）	恩給審査官等の各省令職（所掌事務変更） ※恩給管理官の設置（恩給企画管理官の名称・職務変更）及び恩給業務管理官の廃止関係	第75条、附則第15条の二～第15条の七
サイバーセキュリティ統括官	企画官（新設）	第76条
統計研究研修所	研究開発課（所掌事務の変更）	第198条
	研修企画課（所掌事務の追加等）	第200条
	新規情報活用技術研究官（所要の規定の整備）	第201条
	統括教授、研究官、教官、教授及び客員教授（所掌事務の変更）、客員統括教授（新設）	第202条 第205条
自治行政局	過疎対策室（所掌事務の変更）	附則第12条
	選挙課企画官（改元対応）	附則第13条

### 3 公布日

令和3年3月31日

### 4 施行期日

令和3年4月1日